

6月10日（月）  
ワンヘルス推進調査特別委員会  
参考人資料

- 1 ワンヘルス推進検討委員会委員名簿
- 2 福岡県ワンヘルス推進行動計画 概要版
- 3 福岡県ワンヘルス推進基本条例
- 4 徳島県ワンヘルス推進条例
- 5 三重県医師会と三重県獣医師会の学術協力の推進に関する協定書
- 6 三重大学と三重県獣医師会との学術交流に関する包括協定書

## ワンヘルス推進検討委員会委員名簿

安 食 政 幸	公益社団法人島根県獣医師会 会長
石 黒 利 治	公益社団法人岐阜県獣医師会 相談役
今 村 和 彦	公益社団法人福岡県獣医師会 副会長
上 野 弘 道	公益社団法人東京都獣医師会 会長
宇 佐 美 晃	公益社団法人茨城県獣医師会 会長
戒 能 豪	公益社団法人愛媛県獣医師会 会長
片 桐 弘 一	公益社団法人山形県獣医師会 会長
草 場 治 雄	公益社団法人福岡県獣医師会 会長
田 原 研 司	島根県 感染症対策室 室長
西 山 治 生	公益社団法人三重県獣医師会 会長
堀 内 基 広	北海道大学大学院農学研究院 教授
前 田 健	国立感染症研究所 獣医科学部長
丸 山 総 一	日本大学生物資源科学部 教授 日本獣医公衆衛生学会学 会長
村 田 佳 輝	公益社団法人千葉県獣医師会 副会長

(以上 14 名)



# 福岡県 ワンヘルス 推進行動計画

～人と動物の健康及び環境が調和した社会を目指して～



# ワンヘルスとは

ワンヘルス (One Health) とは、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉え、これらを一体的に守ろうという考え方で、世界的にその取組が進められています。

人獣共通感染症、生物多様性の損失、地球温暖化といった人、動物、環境の各分野にまたがる問題を解決するには、様々な分野の専門家、行政だけでなく、県民、企業、民間団体なども一緒になってワンヘルスを推進していくことが重要となります。



# 計画策定の背景

## 福岡宣言

2016(平成28)年11月、北九州市で開催された「第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議」において、ワンヘルス実践の基盤となる「福岡宣言」がまとめられ、それ以降、本県では、ワンヘルスの推進に取り組んできました。



福岡宣言を採択した際の様子

## 条例制定

2020(令和2)年12月、議員提案により、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、県民及び動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくための「6つの基本方針」が示されました。

## 6つの基本方針

<b>1</b> <b>人と動物の共通感染症対策</b> 人獣共通感染症から県民の生命と健康その他の人権を守る	<b>2</b> <b>薬剤耐性菌対策</b> 薬剤の適正使用等を推進し耐性菌の発生を防止	<b>3</b> <b>環境保護</b> 調和のとれた自然環境の保全と多様な生物の棲み分け	<b>4</b> <b>人と動物の共生社会づくり</b> 愛玩動物とのより良い関係を保つ野生動物との共存を図る	<b>5</b> <b>健康づくり</b> 愛玩動物や環境とのつながりの中で主体的に生きる	<b>6</b> <b>環境と人と動物のより良い関係づくり</b> 健康を支える安全な食には健全な環境が不可欠
---	---	---	---	---	---

# 計画の性格

## 計画の位置づけ

「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき福岡県のワンヘルスの実践の基本方針を具体化した計画です。

## 計画期間

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度(5年間)

# ワンヘルスに関する現状と課題

## 新型コロナウイルス感染症をはじめとした人獣共通感染症

- 森林開発や農地化等の土地利用の変化や、生態系の劣化、気候変動などにより、人と動物の関係性が変化したことで、元々野生動物が持っていた病原体が人にも感染するようになったとされています。
- 愛玩動物や野生動物の感染症については、これらの動物が人獣共通感染症の感染源、又は媒介動物となるリスクが十分に解明されていないため、調査、監視を行う必要があります。



## 薬剤耐性菌

- 薬剤耐性菌が世界的に増加する一方、新たな抗微生物薬の開発は減少傾向にあり、国際社会でも大きな課題となっています。
- 2016(平成28)年に国が薬剤耐性(AMR)対策アクションプランに示した抗微生物剤の適正使用等の取組を推進する必要があります。



## 人と動物の関係

### 犬や猫などの愛玩動物

- 愛玩動物を飼養することは、生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、身体的、精神的、社会的な健康の増進に寄与するとも言われています。しかし、不適切な飼養などによる近隣住民とのトラブルや、過度なふれあいや不適切な管理などにより、愛玩動物を介して人獣共通感染症に感染する事例も発生しています。



- 動物との関係が人に与える影響の重要性が認識されるようになり、一般家庭だけでなく、介護・福祉、治療、教育等を支援するために動物を活用する活動「アニマルセラピー」などが注目を集めています。

### 野生動物

- 山林の手入れ不足や農地の荒廃等により、一部の野生動物の生息域が拡大し、鳥獣被害が発生していることから、農林水産物の被害や野生動物を原因とする感染症の感染リスクを軽減するための総合的な鳥獣被害防止対策が必要となっています。

## 人と環境の関係

### 生物多様性

- 生物多様性は、感染症のリスク低減の観点からも重要であると言われています。しかし、人の開発行為による生態系の変化、外来種の侵入などにより、生物多様性の損失が進んでいることが指摘されており、生物多様性保全の取組が必要です。

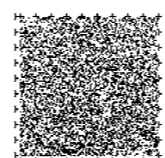
### 地球温暖化

- 地球温暖化による気候変動などによって人と動物の関係が変化することで、新たな人獣共通感染症が発生する恐れがあります。



### 自然とのふれあい

- 自然とのふれあいは、自然を大切にすする心を育み、その保全に対する理解を促進するとともに、健康の維持・増進に役立つとも言われており、その活動を推進する取組が必要です。



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

## 安全な食と環境の関係

- 人の健康は、健全な環境の下で育てられた健康な家畜や安全な農林水産物などを食べることで維持されています。
- 健全な環境を維持するには、農林水産物の生産及び消費段階において、環境への負荷を軽減していくことが必要です。

- 農地や里山などを適切に保全管理することは、地域の自然環境や生態系の維持に貢献し、私たちの健康にもつながります。

- 地産地消や食育は、生産者と消費者の距離を近づけ、食の安全性に関する意識の向上や農林水産業の理解促進につながることから、その推進を図ることが必要です。

- 環境、人、動物の間には、様々な微生物が往来し、中には、人や動物と共生し、その健康に貢献する微生物も存在します。

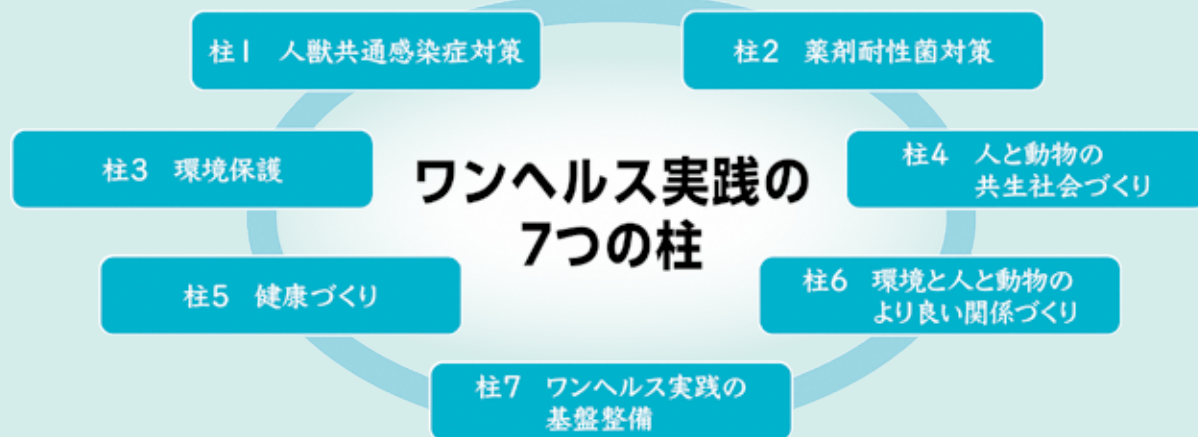


このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。



## 計画の方向性

ワンヘルスに関する課題を解決するため、「6つの基本方針」にワンヘルスの理念の普及啓発や中核拠点の整備等を推進するための「ワンヘルスの実践の基盤整備」を加えた「7つの柱」を設定しました。



柱ごとに取組事項を設定し、様々な施策を展開

人と動物の健康と健全な環境が調和した社会の実現を目指す

## 柱4 人と動物の共生社会づくり

動物愛護や適正飼養の普及啓発を推進するとともに、様々な分野における愛玩動物の活用を図る。また、生息域となる森林等の保全により野生動物との共存を図る

### 取組事項

- 人と愛玩動物の関係性の向上
- 災害発生時等に備えた体制整備
- 人と野生動物の共存

関連するSDGsのゴール



野生動物の生息地となる広葉樹林

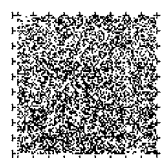


譲渡事業を行う(公財)福岡県動物愛護センターの新設猫舎(イメージ図)と譲渡を待つ猫

### 主な施策

- 動物愛護と適正飼養等の普及啓発
- 動物愛護教育の推進
- 犬や猫の引取り数削減と譲渡促進
- 様々な分野における愛玩動物の活用
- 市町村における同行避難等の体制整備への支援
- 鳥獣被害の防止
- ジビエの消費拡大
- 野生動物との棲み分けを図る里山林の整備

数値目標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
○災害時における愛玩動物の同行避難等に係る規定を整備している市町村数	45市町村(累計)	60市町村(累計)
○有害鳥獣の捕獲者数	3,004人(累計)	3,100人(累計)



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

## 柱1

## 人獣共通感染症対策

医療、獣医療をはじめ各分野の関係者が連携して感染症の発生予防や、まん延防止に取り組むための対策を推進

### 取組事項

- 発生予防(平時の対応)
- まん延防止(患者発生時の対応)
- 動向調査、監視
- 研究開発、創薬
- 普及啓発

関連するSDGsのゴール



野生動物におけるSFTS感染状況調査の対象動物



犬からの採血(検体採取の様子)



PCR検査の様子と検査結果

### 主な施策

- 感染症発生動向調査体制の整備
- 医療提供体制の充実
- 感染症の調査研究
- 家畜伝染病予防対策
- 狂犬病予防対策
- 感染症の発生動向を把握・分析
- 愛玩動物の病原体保有状況調査
- 野生動物におけるSFTS感染状況調査
- 次世代医薬品の研究開発の推進

数値目標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
○飼養衛生管理基準に基づく畜産農場巡回指導実施率	100%	100%(毎年度)
○食品営業施設等への監視指導実施率	66.8%	100%
○動物に触れる際に感染防止に取り組んでいる県民の割合	75.8%(R3年度) <sup>*1</sup>	100%

\*1【参考値】ペットとふれあう機会のない方も対象としているため

## 柱5

## 健康づくり

豊かな自然の中での様々な活動や愛玩動物を活用した取組など、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくりを推進

### 取組事項

- 自然とのふれあいを通じた健康づくり
- 愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり

関連するSDGsのゴール



ホースセラピーの様子



ワンヘルスの森(四王寺県民の森)全景

数値目標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
○平尾台自然観察センターの入館者数	39,980人(H30年度)	44,000人
○「ワンヘルスの森」来場者数	254千人 <sup>*2</sup>	1,400千人(5年間累計)

\*2【参考値】四王寺県民の森来場者数(H28～R2年度5年平均)



# な環境が調和した社会

行動計画に掲げる取組を展開することで、県民及び事業者がワンヘルスの理念に基づき自主的に行動し、活動することを推進します。

## 柱2 薬剤耐性菌対策

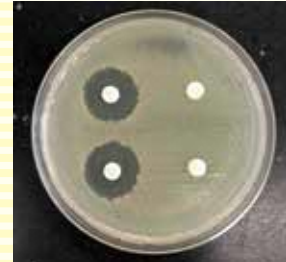
国が取りまとめた薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランを踏まえ、国と連携して抗微生物剤の適正使用等を推進

### 取組事項

1. 動向調査、監視
2. 感染予防、管理
3. 抗微生物剤の適正使用
4. 普及啓発

### 主な施策

- 医療機関における薬剤耐性菌の発生動向調査、監視の促進
- 家畜における薬剤耐性菌の発生動向調査
- 愛玩動物における薬剤耐性菌の発生動向調査
- 河川水における薬剤耐性菌及び抗微生物剤の実態調査
- 院内感染防止対策の推進
- ワクチン接種の推進
- 食品衛生対策の推進
- 各分野における適正使用の推進



薬剤感受性試験の様子と試験結果



関連するSDGsのゴール



数値目標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
○国の院内感染サーベイランス事業への参加率	25.6%	全国平均以上
○飼養衛生管理基準に基づく畜産農場巡回指導実施率(再掲)	100%	100%(毎年度)
○食品営業施設等への監視指導実施率(再掲)	66.8%	100%

## 柱3 環境保護

生物多様性の保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、大気、水及び土壌環境の保全を図る

### 取組事項

1. 生物多様性の保全
2. 地球温暖化対策
3. 大気・水・土壌環境保全対策
4. 普及啓発

### 主な施策

- 希少野生生物の保護の推進
- 里地里山における野生動物の生息状況等調査
- 省エネルギー化の推進
- 再生可能エネルギーの導入拡大・利用促進
- 森林の整備・保全
- 大気環境の常時監視体制の整備
- 水環境の監視体制の整備
- 環境教育の推進



関連するSDGsのゴール



センサーカメラによる野生動物調査

数値目標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
○生物多様性プラットフォーム(HP)アクセス数	177,391件	266,100件
○農地等の維持・保全に取り組む面積	41,545ha	42,180ha
○温室効果ガスの総排出量の削減率	22.9%(H30年度)	38.3%
○再生可能エネルギー発電設備導入容量	269万kW	405万kW
○環境基準の達成率 (大気(SPM、NO <sub>2</sub> )、水質(BOD、COD)、DXN類(大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌))	大気:100% 水質:76.1% DXN類:100%	達成率向上・維持 (毎年度)

## 柱6 環境と人と動物のより良い関係づくり

安全な農林水産物の生産等を図るとともに、環境に配慮した農林水産業、地産地消や食育、人や動物の健康に貢献する微生物の活用を推進

### 取組事項

1. 健全な環境下における安全な農林水産物の生産等
2. 生産・消費における環境への負荷の低減
3. 地産地消・食育の推進の推進
4. 有益な微生物の活用

### 主な施策

- GAPの取組推進
- 環境に配慮した農林水産業の推進
- 食肉の安全確保
- 食品ロスの削減
- 地域や家庭における食育の推進
- 「ふくおか農林漁業応援団」づくりの推進
- ワンヘルスの基本理念に沿った農林水産物認証制度の創設
- スマートセルの実用化推進



関連するSDGsのゴール



県民スローガンの下「食育・地産地消県民運動」を展開

数値目標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
○国際水準GAPの認証取得数	37件(累計)	60件(累計)
○ワンヘルスの実践に取り組む経営体数(農林漁業)	—	6,000経営体(5年間累計)
○中山間応援サポーター活動への参加者数	71人	240人
○ふくおか地産地消応援の店の数	1,659店(累計)	2,200店(累計)

## 柱7 ワンヘルス実践の基盤整備

ワンヘルスの理念の普及を図るとともに、ワンヘルス実践の中核拠点の整備等を推進

### 取組事項

1. 啓発活動の推進
2. 教育の推進
3. 中核拠点の整備等

### 主な施策

- 「ワンヘルスモデル地区」の整備推進
- 「ワンヘルス宣言事業者登録制度」の創設
- ワンヘルス実践的活動団体等への支援
- ワンヘルス教育の推進
- 「ワンヘルスセンター」の整備
- 「アジア新興・人獣共通感染症センター(旧アジア防疫センター)(仮称)」の誘致推進
- 世界トップクラスの研究者等による国際会議の開催
- 市町村におけるワンヘルスの取組に対する助言等

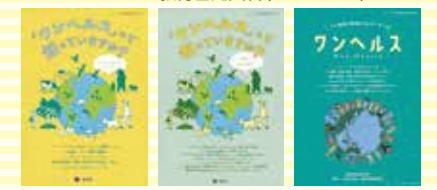


関連するSDGsのゴール



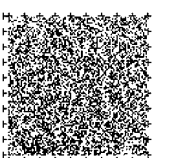
福岡県「One Health」国際フォーラム2022基調講演の様子

ワンヘルス教育啓発資料(リーフレット)



小学生版 対象:4年生  
中学生版 対象:1年生  
高校生版 対象:1・2・3年生

数値目標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
○ワンヘルスの認知率	21.9%(R3年度)	70%
○ワンヘルス宣言事業者登録数	—	11,000件(5年間累計)
○高等学校におけるワンヘルス教育の実施率	—	100%



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

# 推進体制と進捗管理

関係機関等と連携し、本計画に基づく施策に取り組み、  
県民一人一人がワンヘルスの理念にのっとった行動や活動を行うことを推進していきます。



- この計画に基づく施策の取組状況や成果を点検・評価し、福岡県ワンヘルス推進協議会に報告し、意見を求めます。
- 評価結果や福岡県ワンヘルス推進協議会の意見を踏まえ、施策の進め方の改善や新たな施策の検討を行います。
- 実施状況については、毎年度公表します。



令和4年3月発行  
福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課  
ワンヘルス総合推進室

福岡県行政資料	
分類記号 GA	所属コード 4400103
登録年度 03	登録番号 0004



## 福岡県ワンヘルス推進行動計画

発行日／令和4年3月  
編集／福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課  
ワンヘルス総合推進室  
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7  
TEL 092-643-3622 FAX 092-643-3241  
E-mail:hosomu@pref.fukuoka.lg.jp



## ○福岡県ワンヘルス推進基本条例

令和三年一月五日  
福岡県条例第一号

中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、そして新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の人獣共通感染症は、人の感染症の中で約六割を占め、人がまだ免疫を保有せず、治療法が確立していないものも少なくない。また、新興感染症の多くは人獣共通感染症であり、時に爆発的に伝播し、大流行となって人に甚大な危害を及ぼしてきた。

こうした人獣共通感染症は、農耕や都市化による森林開発など、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、また、これが気候変動の一因になって生態系の崩壊が進み、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも伝播するようになったものとされている。

そこで、人獣共通感染症の防疫等を推進するため世界獣医師会が発した「ベルリン宣言」（一九九三年）が端緒となり、世界保健機関（WHO）や国際獣疫事務局（OIE）等が公表した「動物と人及びこれを取り巻く環境が生態系の中で相互に連携しており、人の健康は生物多様性の中で維持できていることを踏まえ、感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが必要である」とのワンヘルスに関する「マンハッタン原則」（二〇〇四年）を経て、二〇一二年には、世界獣医師会と世界医師会がワンヘルスの理念に基づき連携する旨の覚書が締結された。その後、ワンヘルスの取組は、世界に広がっている。

このような状況の中で、二〇一六年に本県の北九州市で開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択され、公表されたところである。

今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっており、本県は、福岡宣言の地として、先頭に立ってこれを進めることが求められている。

よって、ここに、ワンヘルスの実践の仕組みを構築し、県民及び県民が愛護する動物の命と健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくため、この条例を制定する。

（趣旨）

第一条 この条例は、本県においてワンヘルスの理念に基づく行動又は活動を推進し、人獣共通感染症対策をはじめとするワンヘルスの理念の実践に関する課題に取り組むため、ワンヘルスの実践に係る基本理念、基本方針及びその基盤となる措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「ワンヘルス」とは、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいう。

2 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。



- 3 この条例において「人獣共通感染症」とは、人と人以外の動物の間で感染し、又は双方に寄生する病原体により伝染する人と動物に共通の疾病又は感染症をいう。

(基本理念)

第三条 人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響し合う一体のものであることから、何人も、これらをワンヘルスとして守り、次世代につなげることを旨として行動するものとする。

- 2 前項の基本理念にのっとり行動するに当たっては、何人に対しても、その健康状態に関する気持ち又は価値観を尊重し、自主的な取組を支援することを旨とするものとする。

(県の役割)

第四条 県は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの実践に関し、県において実施されるべき施策の総合的な企画及び県の所掌事務に係る施策の実施並びに市町村の所掌事務に係る施策との調整等を行うものとする。

- 2 県は、県民のワンヘルスに関する理解を促進するため、県民及び事業者に対する啓発及び児童又は生徒に対する教育を推進するものとする。
- 3 県は、ワンヘルスの理念の普及又は実践に取り組む住民の団体、ボランティア等を育成し、及び支援するものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、第四条各項に定める県の取組に協力し、又は所掌する事務に係るワンヘルスの実践に関する施策を推進することにより、県におけるワンヘルス推進の取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

(医師、獣医師及び医療関係団体の役割)

第六条 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じてワンヘルスの推進に関する情報交換を促進し、ワンヘルスに係る研究体制並びに医学教育及び獣医学教育の充実・強化に連携して取り組むなど、この条例に基づく県の施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

- 2 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じて相互交流を促進し、ワンヘルスの推進における諸課題に協力して取り組むなど、ワンヘルスの実践に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(研究者、研究機関等の役割)

第七条 医学、獣医学、環境科学その他ワンヘルス推進における諸課題に関わる学術分野の研究者、研究機関等は、基本理念にのっとり、又はこれに配慮して、その研究活動を進めるよう努めるとともに、ワンヘルス推進への寄与が期待される研究及び知見に関し、県又は県が第十四条の規定により整備するワンヘルスの中核拠点等との連携及び情報共有に協力するよう努めるものとする。

(ワンヘルス関係団体の役割)

第八条 ワンヘルスに関連する活動を行う団体は、基本理念にのっとり、第四条各項の規定による県の取組及び第五条の規定による市町村の取組に協力し、又はその創意の下に先導的なワンヘルス推進活動に取り組むよう努めるものとする。

(ワンヘルス実践の基本方針)

第九条 県、市町村その他第六条から第八条までに規定する者又は団体並びに県民及び事業者がワンヘルスの実践に取り組むに当たっては、基本理念にのっとり、次の各項に掲げる課題に関し、当該各項に規定する基本方針の下に行動し、又は活動するよう努めるものとする。

2 人獣共通感染症対策は、人、動物及び環境の各分野における専門的かつ科学的な知見と根拠に基づき、感染源、感染経路及び宿主それぞれに関する対策を研究し、及び講ずること並びに人獣共通感染症に対する県民の理解を深め、適切な対応を可能とすること等により、人獣共通感染症から県民の生命と健康その他の人権を守ることを旨として推進するものとする。

3 薬剤耐性菌対策は、抗菌性薬剤の過剰使用に起因して薬剤耐性菌が増加し、国境を越えて人と動物の健康に対する重大な脅威となっている状況を踏まえ、薬剤の適正使用等の取組について、世界保健機関（WHO）を中心とした国際的な連携及び協力の下に推進するものとする。

4 環境保護は、過剰な森林の伐採や化石燃料の大量消費等の人間活動が一因となった気候変動及び都市化の進展等により、生態系が劣化し、森林の中で生息していたウイルス等の微生物と人間が遭遇する契機となったとされていることから、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康の維持及び生活環境の保全に不可欠であることを踏まえて推進するものとする。

5 人と動物の共生社会づくりは、次の各号に掲げる観点を踏まえて推進するものとする。

一 現代社会において、愛玩動物が家族の一員となり、人の心の健康づくりや生活の質の向上に貢献していることから、医療、福祉、教育等、様々な分野で愛玩動物を広く活用するとともに、虐待や不適切な飼育と健康管理による愛玩動物への危害及び周辺的生活環境への被害を防止することにより人と愛玩動物の関係をより良く保つこと。

二 災害発生時等、人と愛玩動物の救助が必要な事態に備え、救助犬を活用した人の救助活動や愛玩動物の避難及び救護等を迅速に実施できる体制を整備すべきこと。

三 人と野生動物については、野生動物の生態や行動を理解し、適正に棲み分けることにより、共存を図る必要があること。

6 健康づくりは、人及び動物が皆、身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生きることができる生活環境の整備を促進し、誰もがスポーツを様々な形で楽しんだり、調和のとれた自然環境と多様な動植物との関係の中で主体的に生きることができるよう支援すること等を旨として推進するものとする。

7 環境と人と動物のより良い関係づくりは、人の健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜その他の安全な農林水産物等を食することで維持されること及び次の観点等を踏まえて推進するものとする。

一 人の健康に有益な働きをする細菌の活用

二 生産者と消費者の結び付きを深め、食の重要性や農林水産業の役割及び意義に対する理解の促進に寄与する地産地消（その地域で生産されたものをそ



の地域で消費し、又は利用することをいう。)の推進

三 消費者が「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができるようにする「食育」の推進

四 生産及び消費における環境への負荷の低減

(県民及び事業者の理解の促進)

第十条 ワンヘルスに関する県民及び事業者の理解を深め、基本理念にのっとり行動及び活動を促進するため、知事は、広く県民及び事業者に対する啓発活動を反復し、将来にわたり継続するものとする。

2 知事は、教育委員会及び私立学校等の関係者と連携して、野外活動等の体験活動を導入し、実践事例の成果等に基づき、ワンヘルスについて考え、理解する力を養うことを目的として作成された教育教材による授業を行う等、児童又は生徒の心身の発達段階に応じた方法によるワンヘルス教育の実施を促進するものとする。

3 前二項の規定による啓発又は教育を行うに当たっては、知事は、基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を学び、又は体験することができるモデル地区を整備することにより、教育委員会は、指定した学校において、児童又は生徒に対しワンヘルスに関するモデル的な教育を第六条及び第八条に規定する団体等との連携の下に実施する等により、県民等の理解の促進を図るものとする。

。

(県行動計画の策定)

第十一条 知事は、第九条の基本方針を具体化し、及び基本方針に基づき実施する県の施策又は取組に係る行動計画(以下「県行動計画」という。)を定め、公表するものとする。

(実施状況の公表)

第十二条 知事は、毎年度、県行動計画に基づき県が実施した施策等の状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第十三条 知事は、ワンヘルスの実践が幅広い分野に及び、県の組織が一体となって県行動計画を策定し、執行することが必要であることを踏まえ、ワンヘルスに関し県の各部局が分掌する事務を横断的に統括し、処理することができる体制の整備に努めるものとする。

(ワンヘルス中核拠点の形成等)

第十四条 知事は、県行動計画に定めるところにより、基本方針に従いワンヘルスを実践する広域的かつ中核的な拠点として、人と全ての動物の健康及び環境の保全に関する事務を分担処理し、並びにこれらに関する試験検査、分析測定、調査研究等を行う組織体制の整備を推進するものとする。

2 知事は、前項の規定により整備する拠点において、医療関係団体、研究機関及び第八条のワンヘルス関係団体との連携の下に、前項に掲げる事務又は試験検査等に従事する人材を育成するものとする。

3 知事は、第一項の規定により整備する組織体制と県の各部局及び出先機関がワンヘルスの実践に向けて連携するとともに、事業者、第七条の研究機関等とも連携し、総合的かつ創造的なワンヘルスに関する取組が促進されるよう努め

るものとする。

(ワンヘルス推進に係る協議・検討の場)

第十五条 知事は、この条例に基づき本県のワンヘルス実践の取組を円滑に推進するため、別に定めるところにより、県、国の関係機関、市町村、第六条及び第七条に規定する者等による継続的な協議・検討の場を設けるものとする。

(ワンヘルス推進事業者の登録等)

第十六条 知事は、本条例の趣旨に賛同してワンヘルスの推進に取り組む旨を宣言した事業者を登録し、登録事業者に対し、ワンヘルスに関する県の施策、関係者及び他の事業者の取組等の情報を提供するなど、事業者のワンヘルス実践の取組及び事業活動への活用等を促進するものとする。

(ワンヘルス実践団体等の支援)

第十七条 県は、ワンヘルスの実践に関する活動を行う団体等のうち、県及び市町村との適切な役割分担の下に県行動計画の実施に参画できると認められる団体等の活動に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

(ワンヘルスに係る危機対応力の強化)

第十八条 知事は、第十三条及び第十四条の規定により体制を整備するに当たっては、県の内部における、又は外部との短期的な人事交流、外部の専門的知見を有する者の積極的活用、業務委託等の柔軟かつ多様な人事管理手法を併用する等、人獣共通感染症その他のワンヘルスに対する危機への組織的な対応力を強化するよう努めるものとする。

(人獣共通感染症対策等の拠点の形成)

第十九条 知事は、第九条第二項の規定の趣旨を踏まえ、人獣共通感染症に対する広域的かつ総合的な対応力を高めるため、国、県及び民間の人獣共通感染症に関する予防、防疫、情報発信、調査研究等に関する機能並びにこれらの取組を担う人材の育成に関する機能等を集積させることにより、アジア各国及び九州各県の自治体、医療機関、大学及び研究機関等と広域的に連携して人獣共通感染症対策等を総合的に先導する拠点を形成するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の拠点を形成するに当たっては、その検討の段階から、誘致又は設置する防疫関係施設等及びその運用、研究等に関する情報を、広く地域住民その他の関係者に提供し、並びに説明、意見交換等を行うことにより、その理解を促進するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況、ワンヘルスに関する自然及び社会の状況、我が国及び世界におけるワンヘルスへの取組状況等を勘案し、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

3 第九条第二項の人獣共通感染症対策については、この条例の趣旨にのっとり、我が国における人獣共通感染症の発生状況及び必要となる対策等を検討し、その結果に基づいて、条例の制定を含め所要の措置を講ずるものとする。



## 徳島県ワンヘルス推進条例

動物由来感染症は、人のかかる感染症のうち約六割を占めている。動物由来感染症は、森林破壊や気候変動により野生動物及び媒介動物の生息する環境が変化し、人の生活圏と重なったことで、これらの動物の持つ病原体が人に感染するようになったものとされている。

このような状況の中で、動物由来感染症から人の健康を守るためには、動物の健康及び環境の健全性が重要であり、医師、獣医師、環境科学をはじめとする各分野の研究者及び関係機関が分野を越えて連携する「ワンヘルス (One Health)」への取組が世界的に求められており、その実践に向けた理念浸透が喫緊の課題となっている。

このため、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組を推進することにより、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会の構築を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者（以下「研究者」という。）及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において「動物由来感染症」とは、動物から人へ感染する病気を総称したものをいう。

2 この条例において「媒介動物」とは、ダニ、蚊等の感染症を媒介する動物をいう。

3 この条例において「ワンヘルス」とは、人及び動物の健康並びに環境の健全性はそのものであるとの理念をいう。

4 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。

5 この条例において「環境の健全性」とは、人、愛玩動物及び家畜をはじめとする人に飼養される動物並びに野生動物及び媒介動物の棲み分けが適切になされることにより、野生動物の生息環境が保全され、生物の多様性が保たれる状態にあることをいう。

6 この条例において「ワンヘルスの推進」とは、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組の推進をいう。

7 この条例において「ワンヘルス実践社会」とは、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会をいう。

8 この条例において「関係機関」とは、環境科学をはじめとする各学術分野からワンヘルスの推進に寄与する業務を行う機関をいう。

### (基本理念)

**第三条** ワンヘルスの推進は、人の健康には、動物の健康及び環境の健全性が相互に密接に関連していることが県民一人一人に理解されることを旨として、行わなければならない。

2 ワンヘルスの推進は、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関が協力及び連携して行

わなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ワンヘルスの推進に向けて、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

一 県民へのワンヘルスに関する知識の普及啓発

二 県民のワンヘルスに関する活動の支援

三 野生動物の生息環境の保全

四 動物由来感染症に関する連携体制の整備

五 動物由来感染症の発生防止

(医師及び獣医師の役割)

**第五条** 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、動物由来感染症に関して県民へのワンヘルスの推進を図るとともに、県、研究者及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

2 医師及び獣医師は、県の施策に協力するとともに、県、研究者及び関係機関と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(研究者及び関係機関の役割)

**第六条** 研究者及び関係機関は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの推進への寄与が期待される知見について、県、医師及び獣医師との情報共有に努めるものとする。

2 研究者及び関係機関は、県の施策に協力するとともに、県、医師及び獣医師と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(ワンヘルス推進月間)

**第七条** 県民へのワンヘルスの推進を図るため、九月をとくしまワンヘルス推進月間とする。

2 県は、とくしまワンヘルス推進月間にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に向けた体制整備)

**第八条** 県は、ワンヘルスの推進に関して、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関の協力及び連携を図るため、その業務を統括する体制を整備するよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に係る助言及び提案を行う場)

**第九条** 知事は、別に定めるところにより、医師、獣医師、研究者及び関係機関による専門的見地からのワンヘルスの推進に関する必要な助言及び提案を県に対して行う場を設けるものとする。

(財政上の措置等)

**第十条** 県は、ワンヘルスの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由



ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

## 公益社団法人三重県医師会と公益社団法人三重県獣医師会 の学術協力の推進に関する協定書

公益社団法人三重県医師会（以下「甲」という。）並びに公益社団法人三重県獣医師会（以下「乙」という。）は、それぞれ医療及び獣医療を専門職域とする医師及び獣医師によって構成される公益団体であり、人と動物の健康の増進を通じ、国民の生活向上に貢献する使命を担っている。

特に今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめ多くの人と動物の共通感染症の流行制御への関心や食品の安全性確保に関する意識が高まる中、医師と獣医師が緊密に連携し、安全で安心な社会を構築することが求められている。

一方、近年、世界の医療及び獣医療等関係者の中でマンハッタン原則に基づく「One World, One Health」の理念が普及し、人と動物、さらには環境の健康を増進する上で、関係者の緊密な協力関係を構築することが不可欠となっている。

さらに、2012年10月に世界医師会（WMA）と世界獣医学協会（WVA）は、この「One World, One Health」の理念に基づき、協力関係を構築する旨の覚書を締結した。

このような社会状況に鑑み、甲及び乙は、ここに学術協力の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の学術協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲及び乙は、安全で安心な社会を構築するため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有し、連携・協働するものとする。

2 甲及び乙は、前項の理念に基づき、両者が必要とする学術情報を可能な限り相互に提供する。

3 甲及び乙は、両者による課題別及び体系的活動の推進を図るものとする。

4 甲及び乙は、全国レベル並びに地域レベルにおける、医師及び獣医師の交流を促進する。

（協議）

第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定めるものとする。

（協定の更新）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1か月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがないときは、この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

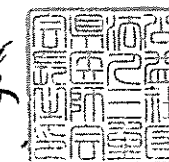
この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月6日

甲 〒514-8538  
三重県津市桜橋二丁目191番4  
公益社団法人 三重県医師会

会長

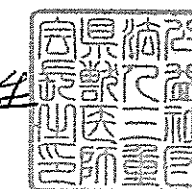
青木重芳



乙 〒514-0033  
三重県津市丸之内24-16 タカノビル2階  
公益社団法人 三重県獣医師会

会長

西山裕生





国立大学法人三重大学と公益社団法人三重県獣医師会との  
学術交流に関する包括協定書

国立大学法人三重大学(以下「甲」という。)と公益社団法人三重県獣医師会(以下「乙」という。)は、次のとおり学術交流に関する包括協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が持つ教育と研究の成果と乙が持つ獣医療における研究成果や地域での医療活動を通じて連携協力を行い、相互の発展及び地域社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第2条 甲及び乙は、次の各号に定める活動について連携を行うものとする。

- 一 学術及び科学の振興に関する活動
- 二 地域貢献に関する活動
- 三 人材の交流・育成に関する活動

2 前項各号に定める活動の具体的な実施に当たっては、その内容・費用負担等について、個別に甲乙協議し、別途定めるものとする。

(機関)

第3条 本協定に基づく連携の協議・決定機関として、連携協議会を設置する。

- 2 前項の連携協議会の事務局として連携連絡会を設置し、甲においては企画総務部総務チームが、乙については獣医師会事務局が、各々、その任に当たるものとし、本協定に基づく円滑な交流・連携の推進のための調整も併せて行うものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、甲、乙協議し、別途定めるものとする。

(秘密保持等)

第4条 甲、乙は、本協定に基づく連携の実施に当たり知り得た相手方の情報のうち、相手方が指定したものについては、本協定の有効期間中はもとより期間満了後又は解除による協定終了後においても、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。ただし、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

2 第2条第1項各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示、秘密の保持

及び知的財産権の取扱いについては、甲、乙協議し、必要に応じ別途定めるものとする。

(第三者との協定締結及び活動の実施)

第5条 本協定は、甲又は乙が、第三者と、本協定と同様な協定を締結すること、又は第2条第1項各号に定める活動を行うことを、制約するものではない。

(有効期間及び有効期間の自動延長)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、1年間とする。ただし、当該期間が満了する3ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書による申し出のない場合には、本協定は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

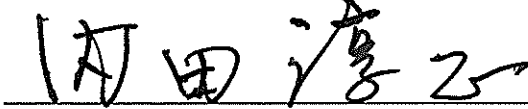
(その他)

第7条 本協定に定めのない事項については、甲、乙協議し、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各1通を保管するものとする。

平成27年3月27日

甲 三重県津市栗真町屋町1577番地  
国立大学法人三重大学長



乙 三重県津市丸之内24-16 タカノビル2階  
公益社団法人三重県獣医師会会長

